



POINT
 小学校就学前の子どもの病気やケガ、予防接種等のための子の看護
 休暇、要介護状態にある家族のための介護休暇について、原則、
 すべての労働者を対象に、時間単位の取得が可能に。

2021年1月から 「改正育児・介護休業法」が施行

育児・介護休業法とは？

2021年1月から「改正育児・介護休業法」が施行されています。この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の雇用継続を図り、職業生活と家庭生活との両立を支援することを目的としたもの。育児・介護休業のほか、子の看護休暇、介護休暇、所定外・時間外・深夜業に関する規制や、時短勤務、事業主が講ずべき措置など様々なルールが規定されています。

「2025年問題」という言葉があります。団塊世代が75歳の後期高齢者に達することで、医療や介護問題の急増が懸念されています。一方、少子化も深刻で、育児や介護に携わる労働者をさらに支援することが求められています。これらを背景に今回の改正では、「子の看護休暇」と「介護休暇」をさらに取得しやすくするための見直しが行われました。改正のポイントの前に、この2つの休暇制度について簡単に紹介します。

「子の看護休暇」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、事業主に申し出ることにより、1年度に5日(当該子が2人以上の場合は10日)を限度として、

病気やケガをした子の世話や子の予防接種、健康診断等のために取得できる休暇制度です。

「介護休暇」は、要介護状態にある家族の介護や世話をする労働者が、事業主に申し出ることにより、1年度に5日(当該対象家族が2人以上の場合は10日)を限度として、必要な介護のために取得できる休暇制度です。

改正のポイントとは？

①時間単位の取得が可能に

改正前は、子の看護休暇・介護休暇のいずれも、「1日単位又は半日単位」が休暇の取得単位となっていました。それが改正後は、「1日単位又は時間単位」になります。法令で求められているのは、始業時刻から連続、又は終業時刻まで連続した時間の休暇ですが、「中抜け」(就業時間の途中に時

間単位の休暇を取得し、再び仕事に戻ることを可能とする場合、さらに柔軟性が高まるでしょう。

②原則として全員が対象

改正前は、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者、及び労使協定により半日単位での取得が困難と認められる業務に従事する労働者は、1日単位での取得となっていました。改正後は、すべての労働者が時間単位で取得できるようになります。

ただし、「業務の性質や実施体制に照らし、1日未満の単位で休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者」として労使協定を締結した場合は、時間単位の休暇取得の申出を使用者が拒むことができます。このような場合も半日単位での休暇取得を認めるように配慮が求められますが、実際にはそれほど多くはないでしょう。

育児・介護に関する法律の改正は目まぐるしいので、情報をアップデートし、仕事との両立に役立てて頂きたいと思います。



グレース・パートナーズ
 社労士事務所代表
 佐佐木 由美子

【ささき・ゆみこ】
 人事労務・社会保険面から経営を支援し、親身なコンサルティングで多くのクライアントから支持を得ている。メディアや新聞、雑誌等多方面で活躍。